

## 方策その2

# 事業系ごみの減量化のために

- 併せ産廃の受入禁止  
(条例で市の処理施設への受入れを認める産業廃棄物)

<<一定規模以下の事業者は、許可制で受入れする>>

### 木くず

建設業、木材・木製品製造業、家具製造業から排出されるもの

### 紙くず

建設業、紙・紙加工品製造業、製本業、印刷物加工業から排出されるもの



### 動植物性残渣

食品製造業、飲料・飼料製造業、医薬品製造業などから排出されるもの

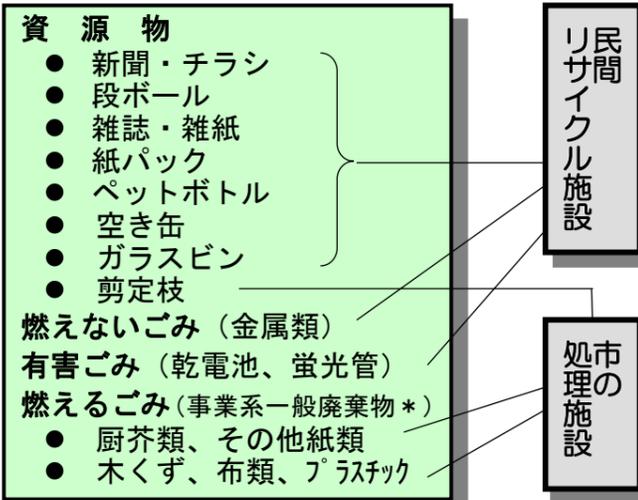
### 繊維くず

建設業、繊維工業（衣服、その他繊維製品を除く）から排出されるもの

- リサイクルの推進  
資源物の分別を徹底し、燃やすごみを20%以上減量



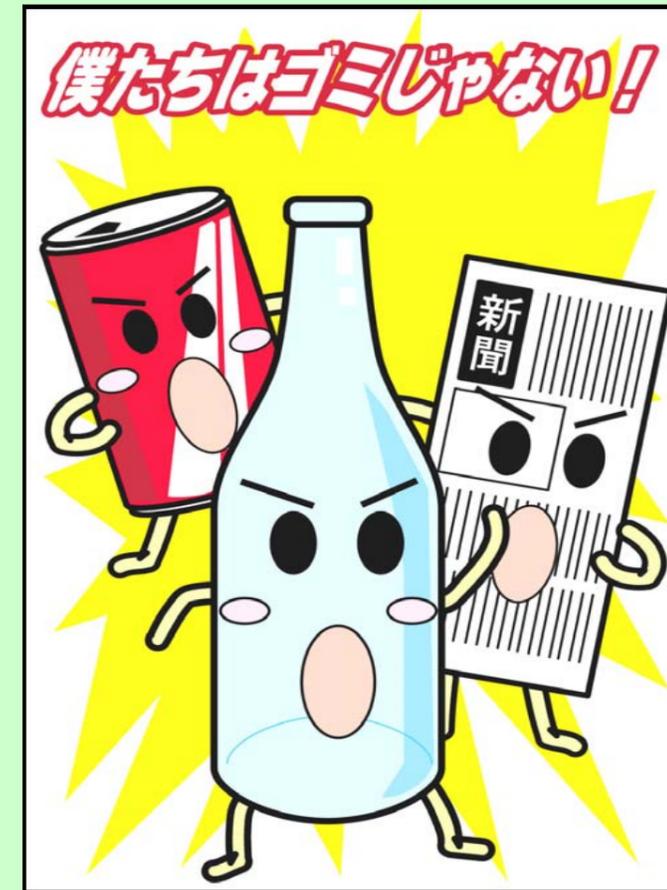
細かく分別



\*) 事業活動に伴って生じた廃棄物で、産業廃棄物以外のもの

# 事業系ごみの減量化に向けて

## 今こそリサイクルを



三条市廃棄物減量等推進審議会

三 条 市

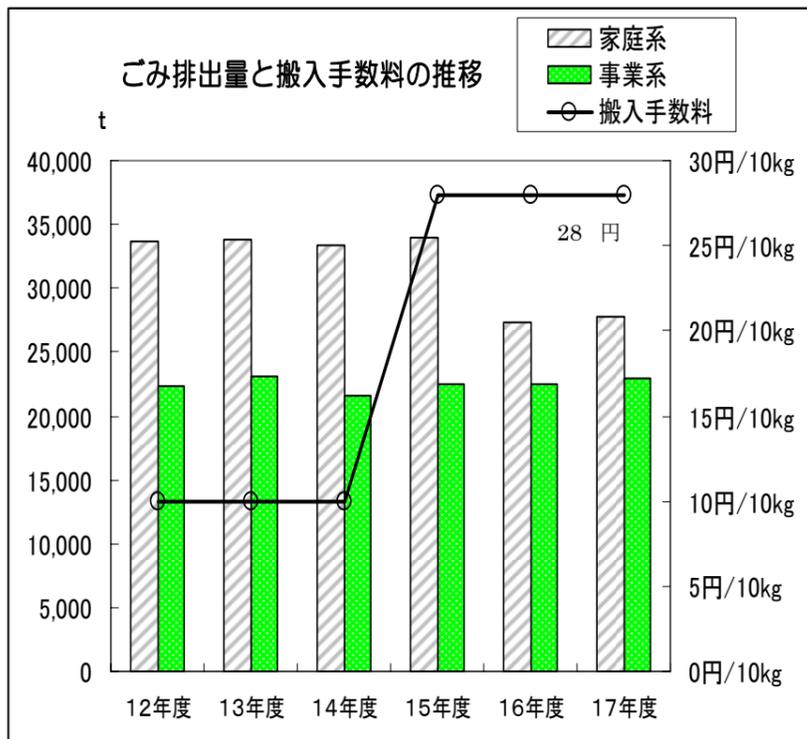
問い合わせ先  
市民部生活環境課 34-5511 (内線243)

# 事業系ごみの現状と今後の課題

## 減らない事業系ごみ

三条市のごみ総排出量は、平成13年度まで毎年増加していましたが、平成14年度の段ボール受入規制により、ようやく減少に転じました。さらに、平成15年10月（旧下田村は11月）に

家庭ごみの有料化と搬入ごみ処理手数料改定の効果で、平成16年度には、約6,500トン（11.5%）減量しました。家庭系ごみは、有料化効果が極めて高く、ごみ排出抑制と資源物リサイクルの市民意識が定着しましたが、事業系ごみは、右図のように減量していません。



- 事業系ごみは3年連続増加
- 事業系ごみの比率が45%超
- 家庭系ごみは23%減量後、横ばい
- 家庭系の資源化率は年々増加

## 今後の課題

新しいごみ処理施設建設にあたって、国の交付金を受けるためには、次の減量化、資源化等の目標を平成25年度までに達成！！

	基準年 12年度	目標 25年度	
		目 標	減量化率
家庭系ごみ	34,139	26,765	21.6%
事業系ごみ	22,320	17,913	19.7%
計(ごみ排出量)	56,459	44,678	20.9%
資源化量	5,411	10,996	
リサイクル率	9.6%	24.0%	

### パブリックコメント

三条市廃棄物減量等推進審議会では、市長からの諮問を受け、本書の内容で中間報告書を策定するため、次により皆様の意見を募集します。

◆案件名：一般廃棄物の効果的な減量等の方策について中間報告書（案）

◆提出期間：十二月十八日（月）～一月五日（金）

◆提出方法：意見を提出される方は、住所、氏名（法人または団体の場合は、名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地）、電話番号を記入し、Eメール [kankyou@city.sanjo.niigata.jp](mailto:kankyou@city.sanjo.niigata.jp)、FAX (32) 6615 または持参により提出してください。

◆提出先：生活環境課

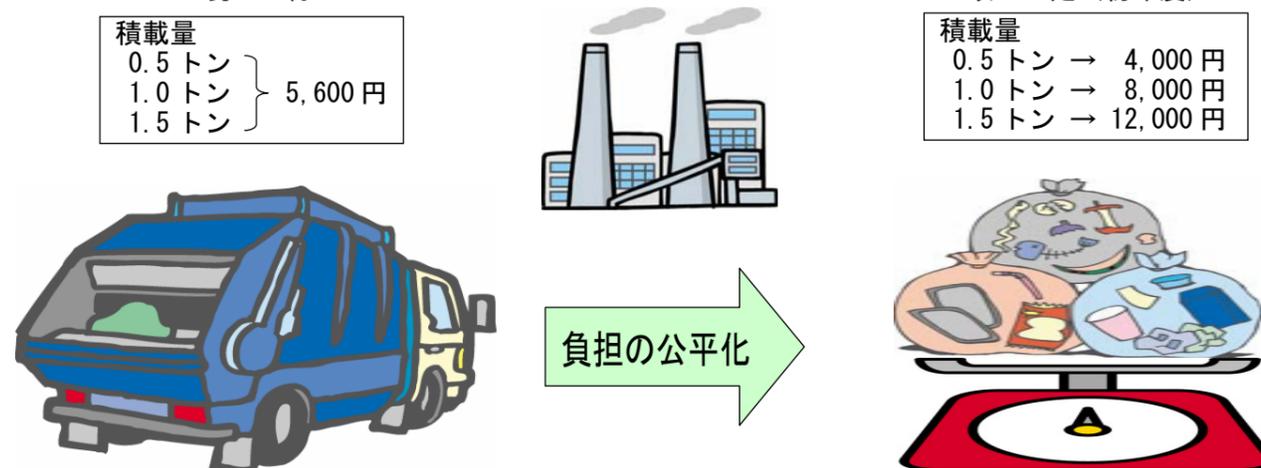
◆詳細内容：生活環境課、三条・栄・下田各庁舎の情報公開コーナー、市ホームページ、図書館、各公民館でご覧になれます。

## 方策その1

# ごみ処理手数料の改定

- 最大積載量方式から従量制方式に  
搬入車両一台〇〇円 を ごみ重量〇〇円 に改める

例) 1.5トン～2.0トン未満の車で搬入した場合



- ごみ重量10kg当たり120円に  
激変緩和措置として初年度80円、段階的に引き上げ

### <<価格設定のポイント>>

○従量制は、県内20市中17市で実施

○市外からのごみ流入を阻止するため、近隣市町村の価格とつりあいの取れた価格

○民間廃棄物処理料金とのバランスを考慮した価格

＝ 事業者自身がごみ減量・資源化に努めると、実質的に負担の軽減につながります。＝

### 県内20市の事業系ごみ処理手数料（10kg当たり）

新潟市	120円	妙高市	150円	五泉市	50円
見附市	100円	新発田市	100円	阿賀野市	50円
長岡市	80円	胎内市	100円	佐渡市	50円
燕市	30～52円	上越市	80円	魚沼市	50円
加茂市	30円	南魚沼市	75円	柏崎市	33.6円
三条市	28円	村上市	63円	小千谷市	30円
		十日町市	50円	糸魚川市	25円

※上越市は、段階的に平成22年度150円まで引き上げる。